

アメリカにおける協同組合をめぐる新たな動き

―新世代協同組合やハイブリッド型協同組合の状況を中心に―

日本大学法学部 教授

福田 弥夫



1. はじめに

資本主義経済をリードするアメリカにおいては、利潤の追求を目的とする株式会社企業が企業形態において絶対的な地位を占めていることは確かである。しかし、同時に利潤の追求を目的としない非営利法人¹⁾に加え中間法人²⁾も多数存在している。全米協同組合協会 (NCBA, National Cooperative Business Association) の統計によれば、全米で2万9285の協同組合があり、組合員総数は約3億5千万人であるという³⁾。一人で

複数の協同組合のメンバーとなっている者が多数存在することが容易に想像できるが、アメリカの人口は約3億人⁴⁾であるから、数値上から見ても協同組合が非常に大きい地位を占めていることがわかる。各種協同組合の中でも、消費者協同組合の構成員数が約3億4千300万人と圧倒的に多い⁵⁾。

本稿では、このようなアメリカの協同組合の状況下において、従来型の協同組合とは異なる組合員の権利義務を定める新世代協同組合 (New Generation Cooperative)⁶⁾、組合員以外の者に

対して資本参加の道を開いているハイブリッド型協同組合の状況⁷⁾を検討対象とすることとしたい。

2. アメリカにおける協同組合の歴史

ここでアメリカにおける協同組合の歴史を簡単に振りかえる。1752年にベンジャミン・フランクリンの手によってフィラデルフィアに設立されたのが、フィラデルフィア住宅火災協同組合保険 (フィラデルフィア・コントリビューションシップ・フォア・ザ・インシュラン

ス・オブ・ハウジズ・フロム・ロス・オブ・ファイヤー）であるといわれている⁸⁾。ロッチデール公正先駆者組合が設立されたのは1844年であるから、イギリスより約100年近く前にフィラデルフィアにおいて火災保険の協同組合が設立されていたことは注目に値する。

1865年にはミシガン州が購買及び販売の方法としての協同組合法制を制定し、これがアメリカにおける最初の協同組合法であるといわれている。1916年には、アメリカにおける最初の全国的な組織が結成され、これが現在の全米協同組合協会である。1922年には農民たちが出荷に際して協同行為を行うことを独占禁止法の適用除外とする「カッパ・ボルステッド法」が連邦議会を通過している。1920年から1930年代にかけて、連邦政府は協同組合への貸付や援助を目的とする政府機関を複数設立させている⁹⁾。

1978年には、全米消費者協同組合銀行法が連邦議会によって制定された。

3. アメリカにおける企業形態

アメリカでの協同組合は、私企業のひとつであるという位置づけがされており、協同組合は株式会社などと並ぶ企業形態の選択肢のひとつとされている。アメリカでは伝統的にビジネスを開始する場合の選択肢として原則として次の3つが考慮される。それは、①個人企業¹⁰⁾、②パートナーシップ¹¹⁾そして③会社（法人企業）である。この3つについて検討を進めることとする。

(1) 個人企業・日本におけると同様に、アメリカにおいても最も簡単に設立でき、営業を開始することが可能なのがこの個人企業である。所有と経営は一人の個人に帰属し一致している。小規模なサービス業や小売業によく見られる形態でもある。アメリカにおいては、圧倒的に農業においてこの個人企業形態が利用されているという¹²⁾。出資はオーナー個人がすべて行い、利潤はオーナー個人のものとなるが、負債についてはオーナー個人の無限責任

任となる。個人企業の利潤に対しては、オーナー個人の所得として課税がなされる。オーナー個人の死亡によって個人企業は終了する。

(2) パートナーシップ…二人もしくはそれ以上の個人によって構成される。アメリカでは、会計事務所や法律事務所などがこのパートナーシップの形態をとることが多い。農業の分野においてもこのパートナーシップ形態が利用されることがあり、父と子でパートナーシップを組む例がある。

複数のパートナー間の権限分配等に関しては、あらかじめ合意書が作られる。この合意書に従って、経営上の決定やパートナー間の議決権の配分方法、利潤の分配方法などが定められる。もつとも、この様な合意書はパートナーシップ設立の条件ではない。

資金の提供はパートナーが行い、一般パートナー¹³⁾は原則としてパートナーシップの負債に対して無限の責任を負う。有限責任のパートナー¹⁴⁾は、経営に関与することは認められない

が、パートナーシップの負債に対しては、パートナーシップの負債に過ぎない。パートナーシップの利潤はパートナーに配分されるが、各々のパートナーの個人所得として課税される。

パートナーシップはパートナーの間で契約した期間のみ存続する。また、パートナーが死亡またはパートナーシップから離脱した場合、パートナーシップは原則として終了し清算へ移行する。

- (3) 法人・個人企業やパートナーシップは、出資者から独立した法人格を有しないが、法人形態は出資者から独立した法人格を取得する。法人形態には、①株式会社¹⁵⁾、②有限責任会社¹⁶⁾、そして③協同組合¹⁷⁾の3つの形態がある。

① 株式会社は、独立した法人格を有し、企業形態としてはアメリカや日本において最も一般的な企業形態である。伝統的な株式会社の組織は、株主によって選出された取締役が取締役会を構成し、そこで経営に関する重要な意思決定を行い、取締役の中から取締役

によって選任された代表取締役が会社を代表してその意思決定を実行する。この取締役は株主である必要はない。出資者は株主と呼ばれ、出資した金額に比例した投票権を有する。株主は自己の出資額を限度として責任を負担し、会社の負債に関しては一切直接の責任を負担しないという、株主有限責任原則が支配する。会社の利潤は株主に対する配当として、所有株式数に応じて配分される。株式会社形態の場合、課税が二度発生する。それは会社の利益に対する課税（法人税）と、株主が取得する株主配当に対する課税（個人の所得税）である。株式会社には個人企業やパートナーシップのような存続期間の制限はない。

② 有限責任会社（LLC）は、アメリカのワイオミング州で始まった新たな企業形態である。パートナーシップと会社の性格を併せ備えた企業形態であり、出資者はメンバー（社員）と呼ばれ、株式会社における株主と同様に有限責任である。出資は金銭に限ら

ない。財産や役務の提供も出資として認められる。社員同士の関係や権利義務は、パートナーシップのように契約によって定められ、株式会社と比べるとはるかに柔軟性に富んでいる。LLCは、メンバーによって経営されるものと、メンバーによって選任された者によって経営されるものがある。利潤は合意に基づいてメンバー間で分配され、通常はメンバーが投下した資金量とメンバーの貢献の度合いに比例させて配分される。課税はパートナーシップとしての課税（メンバー個人の所得税）かあるいは会社としての課税（法人税及びメンバーの所得税）の選択が認められる。LLCの存続期間は会社のように未来永劫とすることも可能であるが、パートナーシップのように制限的なものとすることも可能である。

③ 協同組合は、会社やLLCと同様に独立した法人格を有する企業形態であり、州法に基づいて設立される¹⁸⁾。株式会社の株主やLLCの社員に相

当するものが組合員である。有限責任原則は協同組合の組合員にも妥当するが、経営を担当する理事を選出する場合や、総会において組合員の意思決定を行う際には、株式会社における株主のように出資額に応じた投票権を有するということは、協同組合においては認められていない。メンバーは一人一票を有するのみであり、これが協同組合のユニークな点でもある。理事の全員またはそのほとんどが組合員であることが要求されている。協同組合が他の企業形態と大きく異なるのは、協同組合が提供する商品やサービスの顧客が組合の出資者である組合員であることである。協同組合は、所有と利用が結合しているのが特徴のひとつであり、組合員に対する利益の配分は、組合員の投資額に比例させるのではなく、利用高に応じて、利用割戻しという形によって行われる点である。

協同組合の設立は、州法に基づいて行われるが、必ずしも協同組合法のよ

うな法形式が各州において用意されているわけではなく、LLCを利用した協同組合の設立が認められている州もある。課税形態も必ずしも統一されていないのではなく、LLCのような選択が可能であるが、組合員への配当に対しては組合員の所得として課税が行われる。協同組合の存続期間は、会社のように永続的である。

4. アメリカにおける協同組合の状況

(1) USDAの原則

アメリカにおいても農業協同組合が占める地位が大きいといえるが、アメリカ農務省(USDA)¹⁹⁾によると、もっとも多くの農業協同組合が設立されたのは1929年から1930年にかけてであった、1万2千の農業協同組合が存在していたとされる²⁰⁾。農業協同組合の数は現在のところ全米で3千程度に減少しているが、現在においてもアメリカ農業において大きな役割を果たしている。USDAは、協同組合の特徴を次のように説

明する²¹⁾。

① 利用者による所有の原則
協同組合を所有し、資金を供給するのは協同組合の利用者である。

② 利用者による支配の原則
協同組合を支配するのは協同組合の利用者である。利用者によって民主的に組合の理事が選任され、理事会は経営の方針を決定し、年間予算を決定し、協同組合の利用者によって積み上げられた剰余金の配分を決定する。日々の経営・運営には専門の経営者を雇用する場合がある。

③ 利用者の利益の原則
協同組合の活動によって得られた利益は、組合員の利用高に応じて還元される。協同組合の目的のひとつには組合員に対する利用高に応じた利益の還元があり、農業協同組合の目的は、投資に対する配当を得るところにあるのではなく、他の企業形態と同じものとして、経費をカバーし、経営拡大のための資金を生み出し、予測不能である臨時費用などもカバーするところにある。

(2) 各種の協同組合

アメリカにおける協同組合は、日本におけるのと比較するとかなり幅広い領域で利用されているのがわかる。ここでは、アメリカにおける協同組合形態の利用実態を検討する。

① 農業協同組合²²⁾は、全米で約3千程度存在しており、組合員の総数は約280万人である。農業協同組合の事業としては、(7)マーケティング、(1)サプライ、(9)サービスの3種が中心な事業となっている。

(7) マーケティング協同組合は、組合員が出荷した農産物を共同でパッキング、加工、販売を行う。

(1) サプライ協同組合は、組合員のために製品やサービスを共同購入する。大規模購入による価格交渉力を背景に、燃料、種、肥料、農薬などが共同購入の主な対象である。

(9) サービス協同組合は、組合員に対して各種のサービスを提供する。たとえば、綿織り(綿の種を取り除く)、外皮やさやとり、園芸のアドバイスなどを提供する。

これらの事業のほかには、加工業者や取り扱い業者と値段の交渉を行うバーゲニング協同組合がある。

② 芸術・工芸協同組合²³⁾ 芸術家や工芸家を組合員とする協同組合である。作品の共同販売や材料等の大量共同購入、スタジオや道具の共同利用等を目的として設立される。芸術家を組合員としてしているところから、各自の独立性が維持されており、各自が制作した作品の共同販売を行う。理事会で重要事項を決定するが、平常時の営業のためにマネージャーを雇用している。このほかに、舞台芸術協同組合もある。

③ そのほかの協同組合としては、必需品やサービスを低コストで購入するために設立されるBusiness Cooperatives、チャイルドケアや幼児教育のサービスを提供するChild care and preschool cooperatives、共同でベビーシッティングを行うBaby-sitting cooperatives、信用組合であるCredit Union、メンバー制の共同購入クラブ

であるFood Cooperatives and Buying Club、協同住宅であるCooperative Housing、協同組合保険を提供するInsurance Cooperatives、学生による特定目的のための協同組合であるStudent Cooperatives、公益事業(電話や電力など)のためのUtility Cooperativesなど多種多様な領域で協同組合が利用されている。

5. 新世代協同組合の状況

新世代協同組合 (New Generation Cooperatives以下、「NGC」と表記)²⁴⁾は、農産物の付加価値加工を目的とする農業協同組合において新たに現れてきた形態である。ここで注意が必要なのは、新世代協同組合というものは特に新たな立法を必要とするものではなく、法的組織等も伝統的な協同組合と変わらない。しかし、協同組合の運営方法の問題である。農産物の付加価値を高める加工を目的とする農業協同組合²⁵⁾には設備を必要とし、その調達や整備のための資金をどのように工面するかは大きな問題である。

一般的な協同組合の場合、事業を立ち上げる際に莫大な資金は必要とされない。協同組合は事業を継続するにつれて成長を続け、内部留保も蓄積されてゆき、協同組合の資産は拡大してゆく。協同組合の運営の継続によつて積上げられた利潤を、どのような形で個々の組合員に還元するかは大きな問題であるが、ここではこの問題は検討しない²⁶⁾。

加工設備等の購入のために事業の立ち上げに際して莫大な資金を必要とする付加価値加工組合では、どのようにしてその資金を調達しているであろうか。その調達手法として採用されているのが出荷権 (Delivery Right) の組合員に対する売却である。この出荷権は、各組合員が協同組合へ出荷できる権利を意味すると同時に出荷の義務をも意味している。そのため、仮に自己の生産高が出荷義務に満たなかった場合には、他から購入してでも組合に加工のための出荷を行う義務を負担すると同時に、協同組合は安定した加工のための出荷量を得ることが可能となる。もっとも、協同組合における投

票権はどうかとなっているかといえ、そのほとんどが一人一票の原則を維持しているという。

以下は新世代協同組合の6つの特徴である²⁷⁾。

(1) 固定したメンバーシップ・新世代協同組合をクローズド協同組合と表現する場合があるが、これは正確な表現ではなく、むしろ固定された組合員という表現の方が正確であると指摘される。組合員の数は協同組合の加工施設の加工能力によつて定まってくる。このNGCは、組合員の供給量と組合員による加工依頼数量のコントロールが可能なおところにある。一般の加工協同組合の場合、組合員との間には特定数量の加工契約は存在せず、組合の加工施設を利用するかどうかも組合員の任意にかかっている。NGCの場合、加工のための数量が明確に確保されることから、加工施設が最も効率的な状況を設定して加工をすることが可能であり、同時に安定した原料供給も確保できる。NGCは必ずしも新

たな組合員を拒否しているのではなく、加工量を拡大しようとする場合には、新たな組合員からの資金導入が考慮される。

(2) 出荷権…これは権利であると同時に義務である。組合員がNGCに資金を提供(出資)すると、組合員は毎年一定量の出荷の権利を得ると同時に一定量の出荷の義務をも負担することとなる。たとえば、5千ブッシェルのもうもろこしを出荷する権利を取得した組合員は、必ず5千ブッシェルのもうもろこしを加工のために組合員に対して出荷しなければならない。この数量は、それ以上であつてもならないし、それ以下であつてもならない。仮に組合員が出荷した産物が一定の品質を満たしておらず、あるいは数量を満たしていなかった場合には、協同組合はその組合員のために不足分を外部から購入することができ、それは組合員に対して請求される。

(3) 組合員からの出資の前払い…農産物に付加価値加工を施す行為には、資金

が必要である。事業に対して貸付を行う銀行や貸金業者は、貸付を受けようとする事業体に対して一定量の自己資金をも調達することを要求するのが通例である。そのため、時として事業体はプロジェクトに必要な資金の50%以上を自分で調達することが必要となる。このような資金需要に対して応じる個人投資家を見つけることは可能かもしれないが、農産物の生産者だけがその出資者となりうる。そしてそれは、大口ではなく小口の単位として出資を募る必要が出てくる。それは同時に、出荷を要求される数量も意味する。市場状況の予測によって、加工施設の最適な効率の規模が定まり、必要な組合員からの出荷量も定まり、それをどのように配分するかも定まってくる。ハックマンは次のような例を挙げている。ある加工施設の最適な施設規模が毎年100万ブッシェルの大豆であるとした場合、それを組合は適正な割合に分割し、個々の組合員によって購入されるべき最小限及び

最大限の出荷権を設定する。この際に重要なのは、組合員の数をどう考えるかという問題と、どの程度の出荷権であれば個々の組合員が購入可能かという問題をどうバランスさせるかであると指摘している。その例としてハックマンはさらに、100万ドルのプロジェクトがあり、組合が50万ドルを調達する必要があるとする。年間100万ブッシェルが施設運用に最も効果的な量であるとする。最低限の出荷権を5千ブッシェル、最大限の出荷権を5万ブッシェルとすれば、その協同組合は最大で200名、最小で20名の組合員が必要ということになる。

(4) 出荷権は譲渡が可能であり、その価値は変動する…新世代協同組合における出荷権は株式会社の株式に類似していると説明される。なぜならば、出荷権がその協同組合の全体の価値を示すからである。株式会社の場合と同様に、出荷権の価値は協同組合の利潤の状況によって変化する。新世代協同組合の活動が成功していれば、組合員

の出荷権の価値は上がるし、その逆の場合には出荷権の価値は下がる。しかし、株式が公開されている株式会社の株式との大きな違いは、出荷権は極めて限られた売却ないしは売買の市場しかないということである。独占禁止法などの法規制や設立の準拠法との関係から、新世代協同組合の定款は出荷権の譲渡先を他の組合員に限定し、かつ理事会による承諾をその条件としている。

(5) 組合員と協同組合との間のマーケティングに関する合意…出荷権の購入によって、組合員は農産物の出荷、品質及び数量に関して組合員と協同組合が負担する義務についての記述がなされているマーケティング契約書にサインすることが求められる。この契約は別名「エバーグリーン契約」といい、通常その契約期間は1年から5年間に限定されている。その期間は、契約に定められている期間内の一方の当事者からの通知がない限り、自動的に更新されてゆく。このマーケティング

グ契約は、加工されたものが直接消費者に渡されるような性質のものである場合には、組合員の生産物に対してより高い品質が要求される。同様に契約書には、出荷される産物に要求される特定の品質や、その品質の判断方法、生産者の生産物がその品質に満たない場合の生産者の権利と義務についての規定が含まれている。

(6) 組合員と新世代協同組合の関係…組合員は、定款に定められているすべての投票の場において、コモンストックまたはその他の組合員としての利益を所有していない限り、投票することが認められない。組合員の購入する出荷権は権利であり義務でもある。出荷の権利は法的な証書によって基礎付けられ、通常は理事会の承諾によって譲渡することが可能である。組合員は出荷権及び投票権のあるストックを購入した時点でマーケティング契約に署名することが要求される。マーケティング契約書には、組合員及び協同組合の協同組合に対する組合員から

の生産物の出荷に関する権利と義務とが規定される。

これらの協同組合の性格をまとめると次のようになる。

新世代協同組合の組合員は、組合員に対して投票権のあるストックと出荷権を購入する必要があるが、投票権のあるストックは通常極めて少額である。これに対して出荷権はそのプロジェクトのサイズや出荷権の数量等によって金額が異なる。組合員は同時に特定の品質及び数量の農産物を、契約書の定めた期間内、事前に決めた間隔をもって出荷することが要求される。これに対して協同組合は、出荷された農産物に対して事前に定めた金額を支払う。協同組合は、理事会によって事前に定められたスケジュールにしたがって、得た利潤を組合員に対して還元する。組合の運営に対する資金需要の度合いによって、組合員に対する利潤の還元はかなり早いものとなる場合がある。証券取引法の関係から、協同組合は出荷権の譲渡に関して積極的には関与しない。協同組合は出荷権の譲渡に際して、

通常その譲渡の完了の前に理事会による譲渡を要求し、外部のブローカーが実際には出荷権の譲渡を担当することがある。

6. 新世代協同組合の事例

それでは、このような新世代協同組合がどのような状況にあるかを検討する。ミネソタ州レンビルカウンティにある、南ミネソタビートシュガー協同組合の例を取り上げる²⁸⁾。

ミネソタ州レンビルカウンティには、1500戸を超える農家があり、平均的な耕作面積は570エーカー、平均生産高は約27万ドルである。2002年にレンビルは飼料用のとうもろこしと大豆の生産の耕作面積でミネソタ州第一位となり、シュガービート(砂糖根)の耕作面積は約4万8千エーカーで、ミネソタ州で第3位であった。

ミネソタ州は全米でも屈指の農業州であると同時に、2004年のシュガービートの耕作面積は約48万6千エーカーで全米第1位であった。レンビルは非常

に農業生産性の高い土壌を有していたが、輸送上の問題があるために、そのコストがこのエリアの農民たちを農産物の売買や出荷に関して不利な状況とさせていた。ミシシッピー川沿岸のバージターミナルやミネアポリス市やセントポール市の加工場へは約100マイルの距離があり、鉄道による輸送は時として信頼に薄く高価でもあった。このエリアの農民たちは、とうもろこしの価値を高める方法と輸送コストの削減に興味を抱いていたが、1990年代の初頭から新しい動きが起き、レンビルは非常に先進的かつ革新的な地域となり、生産者が所有し、そしてコントロールする複数の協同組合を組織したが、そのうちの6つが新世代協同組合である。

砂糖大根の加工場がミネソタ州チエスカに開設されたのは1906年であった。チエスカはミネアポリスの近郊の町である。この加工場へ原料を供給していたのは、主にミネソタ州南部の農家であったという。ところが、1918年に入り、ミネソタ州北西部のレッド・リバー・

バレーの農民たちが、砂糖大根をチエスカの加工場へ出荷するようになった。数年経ち、さらに多くのレッド・リバー・バレーの農民たちが、粒の小さい砂糖大根をチエスカの加工場へ出荷するようになった。1920年代に入り、レッド・リバー・バレーの耕作者たちは、ミネソタ砂糖会社に対してレッド・リバー・バレーに加工場を建設するように要望し、その条件として資金的な援助を申し出ている。これに対してミネソタ南部の生産者たちは、その生産物を継続してチエスカの加工場へ出荷していた。その後、チエスカ工場の加工能力は増大し、砂糖大根の生産量も拡大していったが、チエスカ工場への依存度は高まるばかりであった。

1970年代の初頭に至るまで、砂糖大根の生産者は砂糖大根栽培関連の機械等へも多大な投資をする結果となっていたが、チエスカ工場は老朽化が激しくなってきた。1971年にアメリカン・クリスタル・シュガー会社(ACS)はチエスカの工場を閉じたが、小規模で

あることや環境汚染などもその原因のひとつであった。そのため、ミネソタ南部の砂糖大根生産者には若干の選択肢しか残されず、いずれも早急には実施できるものではなかった。

ミネソタ南部砂糖大根生産者組合²⁹⁾は、ミネソタ南部に新しい加工工場を建設してもらおうと、いくつかの大手精糖会社に働きかけを行ったが、これらの回答は一致しており、砂糖大根の加工によって得られる利潤は、新しい設備を建設するに必要な投資に見合うものではないということであった。そのため、ミネソタ南部の砂糖大根生産者たちは、自分たちで加工施設を建設するという方法をとることとなった。

一方、レッド・リバー・バレーの砂糖大根生産者たちも、チエスカ工場の閉鎖に問題を抱えることとなった。それは、残された他の加工施設が適切に維持管理されていないというものであった。そのため、レッド・リバー・バレーの生産者たちがとった手段は、アメリカ・クリスタル・シュガー会社(ACS)の取締役

会に対して働きかけをするというものであり、影響力を維持するために10万株のACSの株式を購入するための資金を調達したが、働きかけは成功しなかった。

ミネソタ南部の生産者たちは、自前の加工施設を建設することとし、耕作面積1エーカーについて5ドルを出資することとした。さらに、加工場の建設地を選定するために、以下の5点を検討要素とした。①運送の問題を最小化することが可能であること、②少なくとも600エーカーの土地が確保でき、排水のためのため池が用意できること、③ハイウェイへのアクセスや鉄道へのアクセスが良好なこと、④十分な電力が確保できること、⑤水の供給が十分なこと。

ミネソタ南部シユガービート協同組合は、1975年から操業を開始したが、1978年までは、種々の問題の解決が必要とされた。特に、加工施設建設に際しての資金は、組合員個人の借り入れや、保証によって獲得されたものであった。1978年にこの組合は、定款を改正し、経営者として組合員以外の者を登用し、

同時に長期のローンを結ぶことに成功した。現在では新世代協同組合として、砂糖大根を加工販売する、生産者が所有者の協同組合として存在している。

この形態が、新世代協同組合の初期的な形態であり、NGCが設立される経緯や条件を明確に示す事例であると思われる。

この他のNGCとしては、ダコタ・グロワーズ・パスタ・カンパニー³⁰⁾や、ノーザンプレインズ・プレミアム・ビーフ³¹⁾、さらには、ノース・アメリカン・バインソン・協同組合³²⁾などの成功例がある。これらについての検討は後日の課題としたい。

NGCにおいて特徴的なのは、民間営利企業が投資対象としては不適當であると思われるものであっても、生産者の必要性から協同組合を形成して行き、しかもその生産量や出荷量を確保するため、出荷権を権利であると同時に義務としている点である。一般的な協同組合ではこのような縛りを組合員に対してかけることが不可能であるから、NGCにお

ける協同組合と組合員の権利義務関係は、事業成功の大きな鍵であるといえる。日本においてこのような形態の加工協同組合が出現するかについては即断できないが、民間企業が利潤の点から参入しない市場は十分考えられるし、その場合に、NGCのような組織形態によってその市場を組合員自らが満たすことはありえるであろう。

NGCは、出荷権を組合員が購入することによって資金を調達するが、調達できる資金の量には限りがあることは確かである。個々の組合員の資金量と組合員の数によってそれは決まってくる。そのため、NGCで行うことができる事業の規模にもある程度の制約が生じることは確かであるが、通常の協同組合と比較した場合には、大規模な資金が調達できることは確かである。

7. 協同組合への外部資本の導入

(1) ワイオミング州・新世代協同組合と並んで、アメリカで起きている新たな動きとして、協同組合への外部資本の

導入がある。これは、ワイオミング州で始まった新たな協同組合の形態であるが、これまでの協同組合の原則からは異なる組織形態が採用されている。

ワイオミング州プロセシング協同組合法³³⁾は、農産物の加工及び出荷協同組合について、LLC類似の形態を採用することを認めている。2001年7月に施行されたこの法は、中西部の各州に影響を及ぼし、現在ではミネソタ州やアイオワ州などでも同様の法が施行されている。ここではその概要を紹介する。

ワイオミング州法は、協同組合の組合員をパトロンメンバーとノン・パトロンメンバーの二つのカテゴリーに分けている。パトロンメンバーは、出資の義務を負担すると同時に、自己が生産した農産物を加工または出荷協同組合に対して出荷する義務と責任を負担する。これに対して、ノン・パトロンメンバーは協同組合に対して出資（投資）は行うが、パトロンメンバーが負担するような出荷の義務と

責任は一切負担しない。

次に協同組合の総会における投票権であるが、パトロンメンバーは一人一票の投票権を有するが、ノン・パトロンメンバーの投票権は、出資した額に比例させて投票権を有するか、あるいは定款に規定する。パトロンメンバーとノン・パトロンメンバーの投票権の比率であるが、ノン・パトロンメンバーの投票権は、全体の投票権の85%を上限とする。

理事会のメンバーのうち、少なくとも一人はパトロンメンバーから選任されることが必要であり、このパトロンメンバーから選任された理事は、理事会において少なくとも50%の票決権を有することが要求される。

パトロンメンバーの配当利用割戻しは、利用高に比例させ、ノン・パトロンメンバーへの配当は、出資額に比例させる。しかし、パトロンメンバーは、少なくとも全体の配当額の15%の利益または配当割戻しを受けることとなる。

税制上の取り扱いは、LLCと同様

に、組合員へ個人所得としての課税（パス・スルー）を選択するか、一般の会社と同様に、法人への課税と組合員への課税の方式を採用するかを選択できる。なお、この協同組合は、カップパー・ボルステッド法による農業協同組合としての独占禁止法の適用除外とはならない。

このワイオミング州法に対しては、大きな批判が寄せられた。それは、二つのカテゴリーに分かれた組合員という構成が、利用者によって運営される協同組合という基本的な原則から大きく逸脱するというものである³⁴⁾。

配当還元可能な額の85%をノン・パトロンメンバーに対して配当するということは、この協同組合の本質、それはいったい誰のための協同組合であるのかを疑わずに十分であるというのである。しかし、このような批判に対しては、農業協同組合は、効果的な競争をするために多額の資金を必要としており、これまでも協同組合がLLCなどの営利法人形態へ組織変更

する傾向は現れていた。なぜこのような傾向が出てきたかというところ、これは組合員外部からの資金調達の利用可能性からである。あくまでも組合員からの資金に依存し続けるとすれば、投資資金は制限され続け、資金不足のままでは協同組合が運営されていくという問題が生じる可能性がある。利用者による運営というユニークな協同組合の性格を損なわずに、協同組合のモデルを存続させるひとつの方法がこの外部資本導入型の協同組合ではないかとの反論もある。

(2) ミネソタ州・ミネソタ州は、2000年代に入ってから極端なまでの協同組合の設立数減少を見ている。2002年にはLLCが1万7388設立されたのに対して、協同組合はわずか14であった。ミネソタ州は、2003年ワイオミング州法をモデルとした新しい協同組合法を制定している。ミネソタ州法が改正された理由のひとつに、協同組合が新規事業ないしは設備投資などを行おうとした場合、

40%の自己資金が前提条件とされていた点がある。さらに、組合員の高齢化に伴い、離脱する組合員が増加し始め、その組合員に対して出資金を返還する資金が十分ではない協同組合の存在が顕在化してきた。また、優先出資証券の制度を設けているが、それに対する配当は8%に制限されており、魅力的ではなく、資金調達上の問題があった。さらに、協同組合が共同出資して事業を始める場合、その企業形態として協同組合ではなくLLCを採用する例が圧倒的となっており、利益が上がる分野を新たなLLCへ委譲し、利益のあがらない事業が協同組合へ残されるというリスクが顕著化してきた。そのため、協同組合形態を利用しやすいうように、ワイオミング州のうなハイブリッド型の協同組合法が制定された。

ミネソタ州法³⁵⁾は、ワイオミング州法と同様に組合員を、パトロメンバ―とノン・パトロメンバ―の二つのカテゴリーに分けており、その権利義

務関係はワイオミング州法と同様である。投票権についてもワイオミング州法と同様である。ワイオミング州法との違いは、監査委員会が置かれることが要求され、パトロメンバ―の経済的権利は、協同組合の剰余金の60%を下回らないことが要求されている。

しかし、これは協同組合の設立の段階でパトロメンバ―によって異なる割合が定められるか、あるいはパトロメンバ―による投票によって変更することが可能とされている。なお、パトロメンバ―は少なくとも15%以上の利益または配当割戻しを受けることが要求されている点はワイオミング州法と同じである。投資家であるノン・パトロメンバ―が全体の85%を超える出資をしており、その所有割合が85%を超えていても、この制限は変わらない。

税制上の取り扱いもワイオミング州法と同様であり、パス・スルー課税の選択が可能となっている。

ويسconsin州やアイオワ州など

でも同様の協同組合法が施行されているが、内容的にはワイオミング州法の踏襲であり、配当や投票権等のところで若干の修正が施されているに過ぎない。

8. 協同組合に対する外部資本導入の状況

それでは実際にアメリカの協同組合はどのような形で外部資本の導入を行っているのかを見てみる。

CROPP Cooperatives³⁶、ウイスコンシン州法に基づく協同組合であり、全米で30を超える州に組合員が存在している³⁶⁾。オーガニック食品で有名な協同組合であり、協同組合が提供する商品の中心はチーズや牛乳などのデイループロダクトである。組合員は主に中西部であるウイスコンシン、ミネソタ、イリノイなどに多いが、カリフォルニア州にも存在している。しかし、南部には存在していない。この協同組合は、Organic Valley Family of Farmsというブランド名でデイループロダクトを販売するほか、

Organic Prairie Family of Farmsというブランドで、肉類等の販売も行っている。全米で栽培されている有機農作物の約9%がこの協同組合の組合員によるものであるという。

CROPPは、NGCではなく、外部からの資本導入を可能にしたウイスコンシン州法による協同組合である。この協同組合の定款によれば、発行できる出資証券として、Class A、Class B、Class C、そしてClass Eがあり、Class Eの出資証券公募の目録見書に詳細が記載されている³⁷⁾。

Aは農業を営む者しか購入できないものであり、1株（以下便宜上株とする）について1議決権である。協同組合の構成員は必ずこのA株を1株所有する義務があり、また1株を超えて購入することはできない。

Bは、ウイスコンシン協同組合法が特に規定しない限り、所有者に議決権は与えられない。利息を受け取る権利（8%）、出資金を払い戻してもらう権利はある。組合員だけが所有できる。

Cは、ウイスコンシン州協同組合法が特に規定していない限り、所有者に議決権は与えられない。Bと同様に利息を受け取る権利は認められると同時に、随時役員会に対して出資の払い戻しを求める権利が認められている。Bとは異なり、組合員のみが所有できるという制限はない。

Eは2つに分かれる。Eシリーズ1は、ウイスコンシン州協同組合法が特に規定しない限り、所有者に議決権は与えられない。上限を8%とする利息を受け取る権利は認められる。年間の配当は6%とされ、協同組合に対して随時出資金の返還を求める権利が認められている。Eシリーズ2は、ウイスコンシン州協同組合法が特に規定しない限り、所有者に議決権は与えられない。協同組合の年間の利益に基づいて、組合員の利用割戻しの資金のために、役員会の自由裁量によって発行される。役員会に対して出資金の払い戻しを認められるか否かは、役員会の自由裁量である。上限を8%とする利息を受け取る権利は認められる。年間の配

当は役員会の自由裁量とされる。

これらの株の中で注目すべきは、クラスAの株は組合員が必ず1株だけ所有することが義務付けられており、その株式は譲渡禁止とされている点である。その他の株は、それぞれの所有資格を持つ者に対しては売却や譲渡は認められるもの、自由譲渡ではなく役員会の同意が必要であり、その手続きも複雑で、はじめに組合に対して買取を要求するという形になっている。

株式は残余財産の分配と大きな関係を有するが、優先順位は、①E—1、E—2、②C、③B、④A、⑤利用割戻しの権利者、以上の順となっている。

現在の資金調達状況であるが、農業者からの資本は36%、外部者からの資本が45%、農業者に未配分の資金が19%、以上のようになっている。この協同組合は、E—1の株を1株について50ドル、29万7319・3株公募していたが、2010年3月15日に募集が終了している。その資金調達の詳細は不明である³⁸⁾。

9. むすび

出荷権を資金調達と関連付けたNGCは、伝統的な協同組合の一類型ということが出来るが、外部資本の導入を認める新協同組合法は、協同組合の基本的な原則から逸脱するものではないかと思われる³⁹⁾。純粋な外部資本の導入を可能とし、組合を一切利用しない組合員の存在を肯定する。さらに、最大で85%の剰余金を組合を利用しない組合員に対する配当とすることも認めており、これが協同組合であるのかという指摘は正鵠を射ている⁴⁰⁾。

アメリカの場合、理念的な形態よりもむしろ現実的な対応が優先される傾向が強く、農業協同組合が競争のために資金が必要であり、このままでは協同組合という形態の生き残りも難しいと考えるところから、このようなハイブリッド型の協同組合が出現してきたともいえる。もともと、このハイブリッド型の利用はそれほど進んでいるように思われず、今後の状況を見守る必要がある。

最後に、アメリカの協同組合で注目し

たいのは、コミュニティーに対する貢献である。単に自分たちの経済的な利益だけを考えるのではなく、自分たちの生産物を出荷するだけでは地域の雇用拡大につながる点からの視点から、加工施設を地元のコミュニティーに設置している。アメリカの協同組合の活動の中心は、ミッドウエストと呼ばれる農業州であり、相互扶助の精神に富んでいる地域であるといつてよい。今後、ミネソタ州やウィンスコンシン州などの中西部の州の農業協同組合の動きに注目したい。さらに、ミネソタ州の中には、経営者の高齢化による食料品店閉鎖⁴¹⁾に対応する手段として、消費生活協同組合の積極的な利用が始まっているとの情報もあり、この点も注目が必要である。

注釈

- 1) Non-profit Corporationのことである。全米法曹協会ではNon-profit CorporationのModel Actを作成している (Revised Model Nonprofit Corporation Act (1987))。チャリティー (慈善団体) などがこの非営利法人として設立されている。
- 2) Mutual benefit Corporationのことである。構成員の相互扶助 (利益) を目的と

する法人形態であり、協同組合がその例である。

- 3) Table 2-2 U.S. Cooperatives by Type, <http://www.ncba.coop/ncba/about-co-ops/research-economics-impact-残念ながらこの数値には年度が明示されていない。>
- 4) 2010年8月のアメリカ国勢局の推計にわれは約1億1千万人であるという。 <http://www.census.gov/>
- 5) NCBA Supra note 3 Table 2-2.
- 6) 従来型の協同組合と新世代協同組合の違いについて、David Coltraine et al., Differences Between New Generation Cooperatives and Traditional Cooperatives, Arthur Capper Cooperative Center, Department of Agricultural Economics Cooperative Extension Services, Kansas State University, <http://www.extension.iasstate.edu/agdm/articles/others/HackDec01.htm> 問題点について、Christopher R. Kelley, New Generation Farmer Cooperatives: The Problem of the “Just Investing” Farmer, 77 N.D.L.R.185 (2001).
- 7) ノープロフィット型については、2001年のワイオミング州法が初めて外部資本導入規定を設けたが、2003年にはミネソタ州が同様の規定をMinnesota Statute Chapter 308B, Cooperative Associations に設けた。ワイオミング州法が協同組合をLIC (Limited Liability Company) に類似した法人格のなら社団としての設立を可能とした。
- 8) Philadelphia Contributionship for the Insurance of Houses from loss of Fire

の「リビッド」Rural Cooperatives Center, University of California, Davis, Department of Agricultural and Resource Economics のホームページの「What is a coop? Cooperative History」の「よみか記述がされており、SourceとしてNCBAが記述されているが、NCBAのホームページにはこれに該当する記述を見出すことができなかった。以下、アメリカの協同組合の歴史に関する記述は、Rural Cooperatives Center, University of California, Davis, Department of Agricultural and Resource Economics のホームページ、<http://www.cooperatives.ucdavis.edu/whatis/index.htm> である。

6) 設立された政府機関は次のとおりである。The Farm Credit Administration (1919年) ' The National Credit Union Administration (1934年) ' The Rural Electrification Administration (1936年)。

10) Sole Proprietorship の「リビッド」特に登記等を経る「リビッド」簡単に商売を開始できる形態である。

11) Partnership の「リビッド」パートナーシップはパートナーの責任制限等によって、複数の形態に分かれるが、ここでは簡単に紹介するにとどめる。

12) Agri-Food Research & Development Initiative & the University of Manitoba, New Generation Cooperatives on the Northern Plains, の資料を http://www.umantoba.ca/afs/agric_economics/ardi/ARDI.pdf pdf 入りしたものであるが、PDF版の一切ページ数が記載されている。そこで本稿では、各章のタイトル

を明示した上で各章の初めのページから何ページ目に該当する記述がされているか示すこととする。

13) General Partner の「リビッド」である。通常のパートナーシップは、全員が無責任のパートナーから構成される。日本における合名会社に類似する。

14) Limited Partner の「リビッド」である。責任に制限があるパートナーであり、そのようなパートナーの存在が認められる場合に限り設立可能である。日本における合資会社に類似する。

15) General Corporation の「リビッド」である。一般社と表現されるが、いわゆる株式会社のことである。

16) Limited Liability Company の「リビッド」である。ワイオミング州がこのような法人形態を初めて認めた。日本における合同会社に類似する。

17) Cooperatives の「リビッド」である。日本の協同組合と同じである。なお、モラル法が作られる。Uniform Limited Cooperative Association Act, National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, 現在の「リビッド」2007年版が最新版である。

18) 独立した単行法としての協同組合法を有する州と、協同組合の事業内容（マーケティング協同組合等）によって分類して根拠法を有する州とに分かれている。たとえば、ミネソタ州法チャプター308Aや308Bは、協同組合に関する包括的規程となっていない。

19) United States Department of Agriculture, 以下、USDA と略す。

20) Agri-Food Research & Development Initiative & the University of Manitoba, Supra note 12, Cooperatives in the United States at 8.

21) コロラド Agricultural Cooperatives in the 21st Century, at 1。その註(2)のその原則の解説については、Agri-Food Research & Development Initiative & the University of Manitoba, Supra note 12, Cooperatives in the United States at 2-3を参照された。

22) Agricultural Cooperativesのレビュー。事業内容により種分化されている。

23) Arts and Crafts Cooperativesのレビュー。註(2)にその内容についてはRural Cooperatives Center, University of California, Davis, supra note 8のホームページを参照された。

24) そのことについて論じたものは数多く。前掲注(9)に取り上げたものその他は、Holland & King, Trading Mechanisms For New Generation Cooperative Stock: The Architecture of Organizational Formation And Demise, 86 American Journal of Agricultural Economics, at 1261(2004), Deanne Hackman, What is a New generation Cooperatives (NGC)?, Innovations, Nov/Dec. 2001, newsletter of the Agricultural Innovation Center, Jefferson, Missouri, <http://www.extension.iastate.edu/agdm/articles/others/hackDec01.htm>。レビューの記述は、主としてHackmanの解説を拠るレビューを断ることが多い。

25) Value Added Cooperativesのレビュー

ある。生産した農産物の付加価値を高めるため加工を行う協同組合である。

26) この問題については論じた最近のものとして、Eldon Eversull, Cooperative Equity Redemption, USDA Rural Cooperatives Research Report 220, June 2010を参照。

27) Hackman, supra note 24.

28) Molly J. Burress et al. The Clustering of Organizational Innovation: Developing Governance Models for Vertical Integration, International Food and Agribusiness Management Review, Vol 11, Issue 4 (2008) at 49.

29) Southern Minnesota Sugar Beet Growers Associationのレビューを参照。

30) Dakota Growers Pasta Companyは、パスタ製造のレビューレポートをホームページを確立している。

31) Northern Plains Premium Beefは、牛肉の加工及び出荷などを行う畜産農家の協同組合である。

32) North American Bison Cooperative は、アメリカ野牛(バイソン)の肉の加工及び出荷などを行う畜産農家の協同組合である。

33) Wyoming Processing Cooperative Statuteである。加工を目的とする協同組合を対象としている。ワイオミング州、ミネソタ州、チネシー州そしてアイオワ州において制定された新たな法に基づいて設立された協同組合の状況については、Tracey Kennedy and Donald Frederick, Use of LLC-Cooperative Statutes: Status of New Business Formation in Wyoming, Minnesota, Tennessee, and

Lowa Organized Through 2005, <http://www.cooperatives.vcdavis.edu/news/Frederick%20LLC-Coops.pdf>を参照された。

34) Randall Torgerson, States need to carefully consider new "cooperative" laws, Rural Cooperatives July/August 2002 at 2.

35) Minnesota Statute Chapter 308B.005 subd.19-23.

36) <http://www.farmers.coop/farmers-wanted/cropp-standards-and-membership/>

37) http://www.organicvalley.coop/fileadmin/CROPPProspectus_2009FINAL.pdf/

38) <http://www.organicvalley.coop/about-us/invest/>

39) 協同組合の概念を根幹から変える制度であって、果たして将来的に日本になじむ制度であると言えるのか疑問である。しかし、資金調達の方法としては極めて有効な制度であることは確かである。

40) Randall Torgerson, supra note 34 at 2.

41) アメリカ中西部の小さな町では、スーパーマーケットはなく、家族経営の食料品店が重要な役割を占めている。夫婦での経営が多いことから、パバママストア等と呼ばれる。経営者の高齢化と後継者難のために店が閉じられてしまうケースが出現し、食料品の購入先の確保のために住民が協力し、消費生活協同組合が設立されるケースが出現しているとのことである。このことは、2009年8月にミネソタ州を訪問した際に、ミネソタ協同組合連合会のケビン・エドバーグ氏から教えていただいた。